

令和6年(確定値)及び令和7年(5月末)の労働災害発生状況

号別 業種別	年別 災害別	秋田労働局 (県内)				秋田労働局 (県内)						秋田署管内					
		令和6年		令和6年		令和6年		令和7年		前年増減		令和6年		令和7年		前年増減	
		(確定値)		(確定値)		1月~5月		1月~5月				1月~5月		1月~5月			
		死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率
	全業種合計	9	1,496	3	475	2	580	5	449	-131	-22.6%	1	148	3	164	16	10.8%
	うち新型コロナを除く	9	1,064	3	399	2	396	5	418	22	5.6%	1	134	3	156	22	16.4%
	うち新型コロナによる		432		76		184		31	-153	-83.2%		14		8	-6	-42.9%
1	製造業	2	191		59		73		76	3	4.1%		18		17	-1	-5.6%
2	鉱業 (鉱安法適用を除く)		5				4			-4	-100.0%					0	#DIV/0!
3	建設業	6	180	3	60	2	56	3	76	20	35.7%	1	15	3	31	16	106.7%
	土木工事業	2	54	1	9		20	3	32	12	60.0%		1	3	9	8	800.0%
	建築工事業	4	93	2	40	2	29		29	0	0.0%	1	13		13	0	0.0%
	鉄骨・鉄筋家屋建築	1	18	1	5	1	8		6	-2	-25.0%	1	5		3	-2	-40.0%
	木造家屋建築	1	46		13		12		12	0	0.0%		1		4	3	300.0%
	その他の建設業		33		11		7		15	8	114.3%		1		9	8	800.0%
4	運輸交通業		93		54		31		32	1	3.2%		18		19	1	5.6%
5	貨物取扱業		1		1		1		3	2	200.0%		1		3	2	200.0%
6-2	林業		31		6		10		10	0	0.0%		2		2	0	0.0%
8	商業		204		92		67	2	80	13	19.4%		32		31	-1	-3.1%
13	保健衛生業		589		126		243		91	-152	-62.6%		32		29	-3	-9.4%
14	接客娯楽業		62		27		27		20	-7	-25.9%		10		10	0	0.0%
15	清掃・と畜業		40		17		24		29	5	20.8%		9		13	4	44.4%
	上記以外の事業	1	100		33		44		32	-12	-27.3%		11		9	-2	-18.2%

秋田署管内の建設業における労働災害発生件数・事故の型別の状況

令和7年5月末現在における休業4日以上(新型コロナウイルス感染症を除く。)の労働災害発生件数は31件となり、前年同期に比較して16件増加し、建設業の中でも土木工事業及びその他の建設業において大幅に増加しています。

事故の型別で見ると、高所作業箇所からの「墜落・転落」災害が7件(22.6%)と最も多く、次いで通路等での「転倒」災害が6件(19.4%)、「はさまれ・巻き込まれ」災害が5件(16.1%)と続いています。

「墜落・転落」災害や「転倒」災害等を防止するため、あらためて墜落防止対策、転倒災害防止対策の周知徹底をお願いします。



職場における熱中症対策の強化

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されました。

職場における熱中症対策の強化(背景)

近年の気候変動の影響から、夏期における気温の高い日が続く中、ここ数年増加傾向にある熱中症による休業4日以上の死傷災害が、令和6年には全国で1,195人と調査開始以来最多となりました。特に、死亡災害については、令和4年以降3年連続で30人以上となっており、労働災害による死亡者数全体の約4%を占める状況にあるなど、その対策が重要となっています。熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症による健康障害の疑いのある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、新たな規定が設けられました。

秋田署管内においても令和5年に死亡災害が発生しています。また、直近3年間で148人が熱中症に関する何らかの症状により医療機関で治療を受けており、特に7月及び8月に多く発症しています。

秋田署管内の熱中症に関連した労災保険支給決定状況

年別	月別	5月	6月	7月	8月	9月	合計
令和4年			2	15	5	4	26
令和5年		2	1	14(2)	63	13	93
令和6年			3	7	19		29
合計		2	6	36(2)	87	17	148



※()は死亡者で内数

改正内容

◎事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき**体制整備**と**関係作業員への周知**
事業者は、**熱中症を生ずるおそれのある作業**※を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者が当該作業に従事する他の者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合にその旨を報告させる**体制を整備**し、当該作業に従事する者に対し、**当該体制を周知**させなければならないこととしたこと。
◎事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき措置の**実施手順の作成**と**関係作業員への周知**
事業者は、**熱中症を生ずるおそれのある作業**※を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じての医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその**実施に関する手順を定め**、当該作業に従事する者に対し、**当該措置の内容及びその手順を周知**させなければならないこととしたこと。

(※)対象となる「**熱中症を生ずるおそれのある作業**」とは
WBGT(湿球黒球温度)28度又は**気温31度以上**の作業場において行われる作業で、
継続して1時間以上又は**1日あたり4時間**を超えて行われることが見込まれるもの。

事業場で実施すべき熱中症対策

☆労働安全衛生規則に基づく熱中症対策

これまでの職場における熱中症対策
●労働者に与えるために、塩及び飲料水の備え付け（第617条）

 上記の対策にプラスして改正内容の取組を！



改正内容の熱中症対策
●【**体制整備**】と【**関係作業員への周知**】（第612条の2 第1項）
●【**手順の作成**】と【**関係作業員への周知**】（第612条の2 第2項）

☆手順の作成例等
秋田労働局HP ↓

☆STOP！熱中症クールワークキャンペーン

☆熱中症予防情報サイト

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐ 暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

☐ 休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

☐ 服装

準備期間に検討した服装を着用

☐ 作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止

☐ プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

☐ 水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)

☐ 暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること

☐ 健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

☐ 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

☐ 作業中の労働者の健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者お互いの健康状態を留意するよう指導

☐ 異常時の対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異常を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を中断し、**全身を濡らして涼風を浴び**ることなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間 7月 にすべきこと

☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

☐ 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請



中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド



☆職場における熱中症予防

Cool Work AKITA ロゴマーク

※ロゴマークは秋田労働局HPから入手できます。
※熱中症対策への意識向上、対策の推進にご活用ください。



秋田労働局熱中症に関するサイトはこちら